

郵政関係各機関の業務及び所有・支配関係の概要

	日本郵政株式会社	郵便事業株式会社	郵便局株式会社
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> 郵便事業(株)及び郵便局(株)の経営管理を目的とする(持株会社として機能)。 当初は(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険の株主も保有(29年9月末までに保有株式の全部を段階的に処分) 郵便事業(株)及び郵便局(株)に対し、社会・地域貢献資金を交付(日本郵政(株)の利益金の一部を積み立てた基金の運用益が原資) 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便及び印紙売りさばきの業務(お年玉付・寄付金付郵便葉書の発行を含む)を目的とする。 物流事業等の各種事業を営むことができる。 社会貢献業務計画を策定し、社会貢献業務(災害時や点字郵便物等の料金免除郵便物等に係る業務)を実施(日本郵政(株)から社会貢献資金の交付を受ける) 	<ul style="list-style-type: none"> 郵便窓口業務及び郵便局を活用して行う地域住民の利便の増進に資する業務を目的とする。 郵便窓口業務の他、地方公共団体の特定業務(戸籍謄本の交付等)、銀行業・生命保険業の代理業務等を営むことができる。 地域貢献業務計画を策定し、地域貢献業務を実施(日本郵政(株)から地域貢献資金の交付を受ける)
所有・支配関係の概要			
所有	19年10月1日において、発行済株式の総数は政府が保有(保有株式はできる限り早期に処分し、保有割合を1/3に近づける努力義務)	日本郵政(株)が、常時、発行済株式の総数を保有	日本郵政(株)が、常時、発行済株式の総数を保有
設立	大臣が設立委員を命じ、設立に関して発起人の職務を行わせる。	日本郵政(株)が設立の発起人となる。	日本郵政(株)が設立の発起人となる。
人事	取締役の選任及び解任、監査役の選任及び解任には大臣認可が必要		
経営方針		日本郵政(株)が、経営の基本方針の策定、その実施の確保を行う。	日本郵政(株)が、経営の基本方針の策定、その実施の確保を行う。
	毎事業年度の事業計画には大臣認可が必要(資金計画書、収支予算書を添付)	<ul style="list-style-type: none"> 毎事業年度の事業計画には大臣認可が必要(資金計画書、収支予算書を添付) 3年度ごとの社会貢献業務計画には大臣認可が必要 	3年度ごとの地域貢献業務計画には大臣認可が必要
		法定業務以外の業務を営む場合には、大臣認可が必要	
			総務省令で定める設置基準に従って郵便局を設置しなければならない。
		重要な財産(簿価10億円以上の土地・建物)の譲渡、担保提供には大臣認可が必要	重要な財産(簿価10億円以上の土地・建物)の譲渡、担保提供には大臣認可が必要
	剰余金の処分には大臣認可が必要		
	定款の変更、合併、会社分割及び解散には大臣認可が必要	定款の変更、合併、会社分割及び解散には大臣認可が必要	定款の変更、合併、会社分割及び解散には大臣認可が必要
監督	大臣は、法施行上特に必要な場合、監督上必要な措置を命ずることができる。	大臣は、法施行上特に必要な場合、監督上必要な措置を命ずることができる。	大臣は、法施行上特に必要な場合、監督上必要な措置を命ずることができる。

	郵便貯金銀行(株式会社ゆうちょ銀行)	郵便保険会社(株式会社かんぽ生命保険)	独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構
業務概要	<ul style="list-style-type: none"> ・預金の受入れ、資金の貸付け、保険募集等を行う。 ・この他、確定拠出年金の運営管理業、機構の委託による郵便貯金管理業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険の引受け、資産の運用を行う。 ・この他、機構の委託による簡易生命保険管理業務を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・郵便貯金、簡易生命保険の既契約を引き継ぎ、履行 ・運用は(株)ゆうちょ銀行及び(株)かんぽ生命保険に委託
所有・支配関係の概要			
所有	19年10月1日において、発行済株式の総数は日本郵政(株)が保有(29年9月末までに保有株式の全部を段階的に処分する義務)	19年10月1日において、発行済株式の総数は日本郵政(株)が保有(29年9月末までに保有株式の全部を段階的に処分する義務)	資本金は全額政府出資
設立	日本郵政(株)が設立の発起人となる。	日本郵政(株)が設立の発起人となる。	大臣が設立委員を命じ、設立に関する事務を処理させる。
人事			<ul style="list-style-type: none"> ・理事長、監事(2名)は大臣が任命 ・理事(1名)は理事長が任命
経営方針			<ul style="list-style-type: none"> ・大臣は(業務の運営効率化及び質向上、財務改善等に関する)中期目標を定め、同機構に指示 ・中期目標を達成するための計画(中期計画)には大臣認可が必要(予算、収支計画、資金計画が含まれる) 業務方法書には大臣認可が必要
	移行期間中、外貨預金・譲渡性預金の受入、貸付、社債の募集・管理の受託等の業務を行うには大臣認可が必要	移行期間中、旧簡保以外の種類の保険の引受け、保険引受け・運用以外の業務を行うには大臣認可が必要	郵貯・簡保管理業務の委託や旧簡保の再保険の契約には大臣認可が必要
	移行期間中、事業の譲渡・譲受けには大臣認可が必要	移行期間中、保険契約の包括移転、事業の譲渡・譲受けには大臣認可が必要	
		移行期間中、法令で定める方法以外の方法による資産運用を行うには大臣認可が必要	<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画で貯金・保険資産の運用計画を規定 ・貯金・保険資産の運用方法を、預金者・保険契約者に対する貸付、国債等に限定
	移行期間中、預入額の上限規制	移行期間中、保険金額の上限規制	移行期間中、保険金額の上限規制
			<ul style="list-style-type: none"> ・中期計画で重要な財産の譲渡・担保提供の計画を規定 ・重要な財産(土地・建物及び大臣指定財産)の譲渡、担保提供には大臣認可が必要(中期計画に従うものを除く)
			<ul style="list-style-type: none"> ・長期借入金や、その毎年度の償還計画には大臣認可が必要 ・中期計画で短期借入金の限度額を規定。限度額を超える借入には大臣認可が必要
			<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度の利益は積立金として整理しなければならない。 ・中期目標期間末の積立金のうち、大臣承認を受けた金額は次の中期目標期間の積立金にできる。残余の額は国庫に納付しなければならない。
			財務諸表には大臣承認が必要
	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間中、合併、会社分割には大臣認可が必要 ・移行期間中、銀行業の廃止、解散には大臣認可が必要 移行期間中、子会社保有には大臣認可が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・移行期間中、合併、会社分割には大臣認可が必要 ・移行期間中、保険業の廃止、解散には大臣認可が必要 移行期間中、子会社保有には大臣認可が必要 	
監督	移行期間中、大臣は監督上必要な措置を命ずることができる。	移行期間中、大臣は監督上必要な措置を命ずることができる。	大臣は、郵貯・簡保管理業務の適正かつ確実な実施に必要な場合、必要な措置をとることを求めることができる。